

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

9 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	デジタルカラー複合機の借入(再リース)	情報処理 機器	富士ゼロックス(株)	8,854,423	2016年9月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書（案）

1 案件名称

デジタルカラー複合機の借入（再リース）

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

本借入機器は、各所属に設置しているデジタルカラー複合機で、職員がコピーや庁内情報端末からの印刷に、日常的に使用する機器です。

現在の契約は平成28年8月31日で借入期間が満了するため、次のリース契約の締結が必要ですが、平成29年1月以降に南部水道センターの再編、平成30年3月に各サテライトへの職員配置が終了予定であるため、事業所での今後の使用枚数および必要台数を見込むことが困難であります。このため、一定の期間、事業所の使用枚数を調査し、現状に見合った今後の使用枚数を算出する必要があるとともに、その結果によっては、機器台数の削減、現在の借入機器より低スペックな機器の設置も考えられます。

また、各サテライトに現在設置している複合機については、職員配置が終了する平成29年度末まで借入が必要ですが、入札により新たにリース契約を締結するには、契約期間が短いことによりコストメリットが見込めないとともに、現在借入している機器は、機器製造業者の指定する保守期限を越えておらず、動作上不具合も無く十分に使用が可能な状態にあります。

以上のことから、新たに入札による長期継続契約を締結するのではなく、現行機器を平成29年度末まで継続して借り入れて使用枚数の調査を行い、今後の使用枚数、必要台数を精査したうえで入札することが、最も合理的かつ経済的であると考えます。

よってこれらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

総務部総務課 IT活用担当（電話番号06-6616-5411）